

# 泉崎村いじめ防止基本方針



平成28年10月 一部改正

泉崎村・泉崎村教育委員会

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・	1～5
1 泉崎村いじめ防止基本方針策定の目的	
2 村のいじめ防止対策の基本理念	
3 いじめの定義	
4 いじめの理解	
5 いじめ防止等に関する基本的な考え方	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・・	5～15
1 いじめの防止等のために村及び教育委員会が実施する施策	
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
3 重大事態への対処	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・	15
重大事態への対応フロー図・・・・・・・・・・・・	16

## はじめに

平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）が公布。同年 9 月 28 日に施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

さらに、法第 11 条において、「文部科学大臣がいじめの防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成 25 年 10 月 11 日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国 の 基本 方針」という。）が策定された。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「泉崎村いじめ防止基本方針（以下「村の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、村・県・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 泉崎村いじめ防止基本方針策定の目的

法第 12 条の規定に基づき、村が実情に合った、いじめの防止等の対策（以下「いじめ防止対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

（地方いじめ防止基本方針）

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針（以下「地方いじめ防止基本方針」）を定めるよう努めるものとする。)

### 2 村のいじめ防止対策の基本理念

「心豊かで元気あふれる村づくり」の実現を目指す泉崎村第 5 次長期総合計画において、むらづくり 5 原則を次のとおり掲げている。

#### むらづくり 5 原則

1. みんなで手をつなぎ生きがいと幸せをつくろう
1. きれいな環境と健康ながらだをつくり快適な生活をめざそう
1. 知性と教養を高め文化の営みをさかんにしよう
1. 働く喜びを味わい豊かな生産をあげよう
1. 皆んなで心を合せ平和で明るい郷土をつくろう

## 泉崎村教育振興計画基本目標

- ① 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立する人間の育成
- ② 学校、家庭、地域一体となった教育の実現
- ③ 豊かな教育環境の形成



### いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめがすべての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・学校・地域住民・家庭その他の関係者連携の下、いじめ問題の克服に取り組む。

### 3 いじめの定義

法第2条は、次のように定義している。

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈する事がないように努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) インターネットで悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

## 4 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば、無秩序性や閉塞性）から起ることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

## 5 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこととともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。
- ② 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。
- ③ 村及び教育委員会は、いじめの問題への取り組みの重要性について、村全体に認識を広め、学校、地域、家庭と一体になって取組を推進するための普及啓発を行う。

#### (地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のため必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第10条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) いじめの早期発見

① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

② いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

(3) いじめの対処

① いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。

② 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくとともに、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携について

① 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭がした対策を推進する。

② より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるために、日頃から双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

# 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

## 1 いじめの防止等のために村及び教育委員会が実施する施策

### (1) 「福島県いじめ問題対策連絡協議会」との連携

法第14条第1項に基づく協議会については、福島県が設置する福島県いじめ問題対策連絡協議会との連携を図る。

### (2) 教育委員会の附属機関の設置

① 法第14条第3項に基づき、教育委員会に学校におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うために「泉崎村いじめ等防止対策委員会」を設置する。

② 泉崎村いじめ等防止対策委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として設置する。

③ 泉崎村いじめ等防止対策委員会（以下「附属機関」という。）は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、公平性・中立性が確保されるようにする。

④ 「附属機関」は、以下の機能を有するものとする。

- 教育委員会の諮問に応じ、専門的知見から、いじめ防止等のための有効な対策について審議・検討を行うこと。
- 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からの報告を受け、法第24条に基づく調査を行う場合に、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。

⑤ 教育委員会が、法第28条第1項に基づき、重大事態に係る調査を行うこととなつた場合には、「附属機関」において調査を行うものとする。

### （いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめ防止等に關係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止基本当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### （学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※この場合、「学校の設置者」は教育委員会である。

(3) 村及び教育委員会におけるいじめの防止等のための取組

① 震災を踏まえた福島ならではの道徳教育の充実

- 東日本大震災の経験から「郷土愛」の意義、「人と人との絆」を考えることができる道徳教育を推進し、児童生徒の心の発達を図る道徳教育を推進する。また、道徳の時間を公開し、学校と家庭・地域が一体となり、児童生徒の道徳的実践力を養うばかりでなく、村民が一体となって取り組み、「生きる力」を身につけさせる機会とする。
- いわれなき差別や偏見を無くすため、家庭、学校、地域社会が一体となり基本的人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を充実させることにより、人権教育の充実を図る。
- 心身ともに健康で安全な生活を送るために、放射線等に関する基礎的な知識についての理解を深め、児童生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育成するため放射線教育の充実を図る。

② 体験活動の推進

児童生徒の発達段階に応じ、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、自然体験活動、集団宿泊体験、ボランティア活動、社会奉仕活動、交流活動などを行うことにより、思いやりのこころや規範意識などの育成を図る。

③ 児童生徒の主体的な活動の推進

学級会・児童会・生徒会において、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱をおくなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。

④ 少人数教育によるきめ細やかな指導

少人数教育を推進し、教員が子ども一人一人に向き合い、子ども達が抱える課題やその背景を的確に把握し、それらにきめ細やかに対応することにより、不登校やいじめ等の未然防止に努める。

⑤ 相談支援体制の整備

スクールカウンセラーの配置や関係機関との連携を密にし、子どもたちや保護者の多様化する悩みに対応できる相談支援体制の整備を推進する。また、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

⑥ いのちや心を大切にする指導の充実

児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようになる児童生徒の育成を進める。

⑦ 地域ぐるみによる学校支援の促進

教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を確保するとともに、地域の人びとによるボランティア活動等と連携し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを促進する。

⑧ 子育てに関する学習機会の充実

保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図るとともに、大人が子どもとの関わりを充実させる取り組みを推進する。

⑨ 学校と家庭の連携の推進

村PTA連絡協議会の活動に対する支援等により、各学校のPTA等が行っている、学校と家庭の連携による家庭教育に関する様々な取組を促進する。

⑩ 情報モラル教育の推進

児童生徒に対し情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策についての周知に努める。

⑪ いじめに対する措置

- 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒が安心して学校教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- そのために、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、学校や保護者に周知する。

⑫ 学校評価の留意点、教員評価の留意点

教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

⑬ 重大事態への対処

村長は、法第30条第2項により、法第28条に規定する「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査を行ったときは、村長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保し、その結果を議会に報告する。

## 2 いじめの防止等のための学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県の基本方針及び村の基本方針を参考にして、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるとともに、学校ホームページなどで公開する。

学校基本方針には以下の内容を盛り込む。

- ① いじめの防止等の対策のための組織
- ② いじめの未然防止のための取組
- ③ いじめの早期発見のための取組
- ④ いじめに対する措置
- ⑤ 年間計画
- ⑥ 評価と改善

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に取り組むため、「いじめ対策委員会（例）」を置く。

また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等に参加を求め、適切に対応する。

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### ① 組織の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

## ② 留意事項

- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。
- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする必要がある。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えでも、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談するよう求めるとともに、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共用化を図る。
- 当該組織を構成する法第22条の「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とすることが有効である。
- 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

なお、第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## (3) 児童生徒が主体となつたいじめの防止等の取り組み

- ① 児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組み推進する。(児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)
- ② 全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているか教職員がチェックしながら、陰で支える役割に徹する。

## (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

### ① いじめ防止の措置

- いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- 未然防止を図るために、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけさせることができるために、規則正しい態度で授業や行事に、主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

## ② 早期発見の措置

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

## ③ いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、説明責任を果たす。
- 加害児童生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童生徒及びその保護者との関係に配慮する。

## 3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又は設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及び保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び全校の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### (1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- ③ 児童生徒の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、教育委員会を通じて村長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 法第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的にするものでないことは言うまでも無く、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- ② 教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を速やかに行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

- ③ 学校が調査主体となる場合、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(3) 調査を行うための組織について

学校の重大事態に教育委員会が調査を行うときは、第2の1の(2)により設置される「附属機関」を調査を行うための組織として活用する。ただし、当該調査を行う組織の構成員については、調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような様態であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- 当該調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことはいうまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 当該調査を実りあるものにするために、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査をおこなうものとする。
- 教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果に重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合〉

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。
- いじめられた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援などを行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

〈児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

〈児童生徒の自殺が起こった場合の調査〉

自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、出来る限りの配慮と説明を行う。
- ③ 教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、

遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、出来る限り丁寧に説明を行う。

- ⑤ 背景調査においては、出来る限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にする。

#### ※WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言（抜粋）〈ネット情報より〉

##### （1）自殺を報道する際の一般的原則

自殺を報道する際には、とくに以下の点に注意を払う必要がある。

- 慎重かつ正確に統計を解釈する。
- 信頼できる情報源を利用する。
- 時間が迫っているからといって、十分に用意されていないコメントを安易に用いない。
- 件数に少ない事例を過度に一般化することに対して特に慎重にする。たとえば、「自殺の疾病」「世界でもっとも高い自殺率を呈する地域」などといった表現は使うべきではない。
- 社会・文化的な変化に対する理解できる反応として自殺行動を報道するのを控える。

##### （2）特別な自殺をどのように報道をすべきか

以下の点を念頭に置くべきである。

- 特に有名人が自殺した場合には、自殺を過度にセンセーショナルに報道すべきではない。
- 最小限度の報道にとどめる。その人が罹患していた可能性のある精神的な問題についてもとりあげる。詳しすぎる報道は、できる限り控えるように努力する。自殺者、方法、現場の写真は提示すべきでない。自殺の見出しを一面に載せることは自殺報道では望ましいことではない。
- 自殺手段やその入手方法を詳しく報道するのは避ける。
- メディアによって報道された自殺方法が、それに引き続く自殺でもしばしば模倣されることを明らかにしている研究がある。特定の場所（ある特定の橋、崖、ビル、鉄道）がしばしば自殺の場所として広く知られていて、それが報道されることによって、さらに多くの人々がその場所で自殺する危険がある。
- 自殺を説明できることとして報道したり、あるいはあまりにも単純化して報道したりすべきではない。

- 自殺は決して単一の原因や出来事だけで生じるわけではない。しばしば多くの要因が複雑に関連して自殺が生じている。たとえば、精神障害、身体疾患、薬物乱用、家庭的な問題、対人的な葛藤、人生の問題などが複雑に関係している。さまざまな原因が自殺に関連していたことを認識するほうが有用である。
- 破産、試験の不合格、性的虐待といった個人的な問題を解決する方法として自殺を報道すべきではない。
- 偏見心理的な悩みといった問題について配慮し、遺族や他の遺された人々に及ぼす影響を考慮して報道すべきである。
- 自殺者を殉教者のように美化したりすると、潜在的に自殺の危険の高い人に対して、社会が自殺を名誉あるものとみなしているとのメッセージを送ってしまいかねない。むしろ、自殺したひとを悼むことを強調すべきである。
- 自殺未遂のために身体的な障害が残った点（脳障害、麻痺など）を報道することは、自殺の抑止となる可能性がある。

#### （5） 調査結果の提供及び報告

- ① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

- 教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

- ② 調査結果については、学校は、教育委員会を通じて村長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に送付する。

（学校の設置者又はその設置する学校における対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### （6） 調査結果の報告を受けた村長による再調査及び措置

- ① 調査結果の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、「再調査」を行う。

- ② 「再調査」は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- ③ この附属機関については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性を図るよう努める。
- ④ 村長は、「再調査」についても、教育委員会又は学校等による調査と同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。
- ⑤ 村長及び教育委員会は、「再調査」の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ⑥ 上記の「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の配置等を検討するものとし、村部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉、青少年健全育成の観点からの措置等について検討する。
- ⑦ 村長は、「再調査」を行ったときはその結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

村は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・県の動向を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 重大事態への対応フロー図

### 重大事態の発生

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

### 【市町村立学校】

